

297

特 251

612

ン
シ
ン
グ

論戦を擔つて立つ 林博士

戦時回想録

に對する巨弾

○日本黙殺を許さず
 ○支那の抗日に不當の奨励を與へた
 警告文とは何か？

10_{セン}



始
 ←

特251
612

「ランシング戦時回想録」と日本に對する誣謗

林 毅

陸



ロバート・ランシングは石井・ランシング協定に依つて、日本人間にもよく知られてゐる人である。彼は一九一五年六月二十三日ブライアンに代りて米國國務卿となり、一九二〇年二月十三日迄在任して居た。其間彼が擔當せし米國外交の經過を記述するの目的を以て書かれたものが、即ち「ロバート・ランシング戦時回想録」(War Memoirs of Robert Lansing)である。但し彼は一九二八年十月三十日永眠したのであるが、其時には記述未だ完成の域に達せず、取扱はれた事件は一九一七年



に終り、其の筆記も完全に書き上げられたものではなかつたと云ふことである。それが整理せられて、ポツブス・マールル會社より出版せられることになつたのである。即ち本書の含む所は一九一五年の夏頃より約二年半に亘り、一九一五年五月七日のルッタニア號擊沈事件に引續く米獨折衝より、一九一七年四月六日米國の對獨宣戰となる迄の經過が本書内容の大部分を占めてゐる。巴里會議に關する彼れの前著「平和交渉」(The Peace Negotiations)の姉妹篇とも稱し得べく、兎に角世界大戰に關する文献に重要な一寄與を爲すものである。

本書全卷二十三章より成る中に、「極東と戰爭——ランシング石井協定」と題する一章がある(第二十章)。予は此の章に對しては特別の興味を以て讀んで見たのであるが、其中には日本に關して事實の相違せるものあり、また公正を缺くと認むべきものあり、更に甚だしきは臆斷偏見に出づる誣謗に依つて、甚だしく日本國民の名譽を傷くるもの、あることを發見した。著者は既に墓中の人であるけれども、眞理と名譽との爲めに無言に附し難きを感じるのである。依つて二三主要の點に就いて論評を加へて見やうと思ふ。予は勿論一學究に過ぎず。本篇執筆も唯だ學窓研究の一として之れを爲すものであり、他に何等の動機もない。若しも是れが日米兩國民間の正しき理解を促す一助ともなり得るならば、望外の幸ひである。

(11)

ランシングの「回想録」を讀んで、第一に吾人の注意を引くは、日獨開戰の際に於ける日本の動機に關する誣謗である。日本の對獨開戰は英國よりの援助依頼に依つて促され、當時の大隈内閣が日英同盟の誼に依つて參戰に決したものであることは、明なる事實である。當時日本の一般國民は協商派の主張に同情を寄せ、其の勝利を助くることを望むと同時に、更に此の機會に於いて我が帝國の安全竝に東亞の安寧の爲めに、此の方面に於ける獨逸の脅威の根據地を一掃せんことを期したるは、是れ亦明かなる事實である。また當時大隈内閣は議會に於いて少數の地位に在り、英國の依頼を幸ひとして喜び勇んで參戰の議を進めたことは、是れも蔽ふべからざる實際の事實である。兎に角日本參戰當時の事情は右の如くであつたのである。然るにランシングは左の如く記してゐる。

「戰爭破裂當時、袁世凱は膠州灣に於ける獨逸の租借地竝に山東に於ける獨逸の權利の還附を指して、獨逸政府と交渉中であつた。一九一四年八月の日本の最後通牒發送竝に青島占領は、支那大總統の努力を頓挫せしめ、此の交渉を終焉に歸せしめた。疑ひもなく日本は此の交渉の事を

知り、極東に於ける獨逸の地位の弱き關係上、協議を完了するの時日あらんには、必ずや獨逸租借の取消となるべきものと思つたのである。故に日本は急いで開戦し、獨逸政府が青島を支那に還附し得る前に、其の垂涎せる此の海軍根據地を強奪したのである」(二八一頁)。

支那の對獨交渉の成功を恐れ、之れを妨げて横合より獲物を強奪せんがため、急いで開戦したと云ふは、實に日本を誣ふるの甚だしきものである。第一、支獨兩國政府間の交渉なるものが、如何なる性質のものであつたか、是れが明確ではない。若しも横合よりの強奪を以て事實とするならば日本攻撃を好む支那人の著書中に之れを特筆大書すべき筈である。然るに英文又は支那文の支那外交に關する支那人の著書を二三考證して見たけれども、予は右の如き非難の記事を何處にも發見し得ないのである。また支那人は巴里會議及びワシントン會議に於いて熱心に山東問題を論じ、獨逸の權利は支那に還附さるべきものなりとて有らん限りの理由を擧げ、取るに足らぬ事をも並べ立てたのであるが、其際にも、日本が獨逸に開戦する前に支獨間に右の如き交渉行はれ、日本の開戦なかりせば、支那は勞せずして此等の權利を取返へし得た筈なり云々と説いた事實を發見し得ない。之れに依るも此の交渉なるもの、實體は、甚だ疑はしいのである。

且つ當時の實際の事情より考ふるも、獨逸が極東に於ける其の唯一の海軍根據地を、然も死活の

大戦争を始めた其の危急の時期に於いて、獨逸に對して何等の援助を與へ得る力のない支那に、易す／＼と無條件に返上しやうとは、到底想像し得られない。ランシングの言へるが如く、「協定を完了するの時日あらんには」、果して「獨逸租借の取消」となり得たるや否や、實に大疑問である。然も彼は日本は租借の取消となるものと思つたと勝手に臆斷し、此の勝手な臆斷を前提として「故に日本は急いで開戦し」、青島を「強奪」したと、獨斷的に結論してゐる。實に亂暴至極の論法である。

更に一步を進め、獨逸は支那の好意を得る爲めに租借地返上を辭せざらんとしてゐたものと假定する。其の場合には、日本が對獨最後通牒に於いて「支那に還附するの目的を以て」膠州灣引渡を要求したときに、獨逸は自分の手にて其の還附を實行し、支那に満足を與ふると同時に、日本をして開戦の口實を失はしめ、依然中立を守らしむること、した筈である。此點より見るも、ランシングの結論に根據を缺くは明白である。

最後に最も重要な時日の前後の關係を見るに、當時英國の援助依頼がグリーン大使より日本政府に申込まれたのは八月七日であり、大隈内閣は同夜首相私邸の閣議にて參戰を可決し、翌八日元老の賛成の後勅裁を得た。然るに膠州灣還附に關する支獨交渉の噂に付、在北京小幡代理公使より

加藤外相に送つた最初の電信は八月十二日付であつたと確聞してゐる。此の點より見るも、日本は支獨交渉を聞いて急に参戦したとの記事は絶対に誤謬であると斷言し得られる。想ふに獨逸側に於いて日本参戦の決定を傳聞して、日支を離間すべく策動し、獨逸公使より非公式に還附云々の話を持出したのが、事實の真相であらう。要するにランシングは臆斷に次ぐに獨斷を以てし、不當の惡名を日本に負はしむるものと認めざるを得ないのである。

(三)

次に「回想録」は一九一五年（大正四年）一月十八日に始められた日支交渉即ち所謂「二十一箇條要求」に關して記してゐる。當時の交渉事項中第一號より第四號迄は、正當の權利の確保を期するものであり、其の中多少困難な問題もあつたけれども、大體尋常の外交折衝にて解決を期し得べきものであつた。然し第五號は顧問備聘、警察合同、及び所謂兵器同盟等の極めて重大なる事項を含み、最も八釜敷き問題となつたことは人人の記憶する所である。ランシングも「回想録」中に、「第五號は支那の文武の事に對する監督的支配權を日本に與へ、以て支那をして全然島帝國の屬國たらしめんとするものなり」と評し、最も之れを重大視したことを示してゐる。それで三月十三日當時の國務卿ブライアンが珍田大使に與へた正式の警告書は、「調子に於いて融和的なりしも、然し第五號の諸條項に對しては、多少峻嚴に述べ、此等條項を承諾せしむるため支那を強制せんとすることは、鬱憤を惹起し、極東に於いて最も好ましからぬ情勢を生ずることを合衆國は確信する旨を主張した」のである。要するに米國政府が主として第五號に反對してゐたことは明かである。

右警告書交附に先ち、ブライアンは日本の「要求」に關して珍田大使と數度會談を交へたのであるが、其の時「大使は要求に非ずして希望なり」と述べたと書いてある。當時日本政府は交渉事項中第一號より第四號迄を「要求」となし、第五號は之れを別個の問題となし、「希望」として交渉してゐた。故に右の記事に依るも、當時ブライアンと珍田大使との論議の題目が、事實に於いて専ら第五號に關せしものなることを推測し得らるゝのである。

さて當時の日支交渉に關し、重大なる點に於いて、ランシングの記事に事實の誤あるは、誠に驚くべき事である。日支交渉中、四月二十六日日本の修正案提出あり、一月十八日の原案に對し幾多の修正を加へた其中に、第五號に於いては、警察の件を撤回し、同號中の他の條項は大體維持せられしも、多少其の形を緩和した。且つ支那政府に於いて此の修正案を承認するに於いては、膠州灣

租借地を或る條件の下に還附すべきことを約束したのである。支那之れに應ぜずして、五月一日我を侮辱するが如き對案を提出し、日本は五月七日最後通牒を送り、其中に於いて第五號に付大讓歩を爲し、之れを取除いて、他日の協議に譲ることとした。以上の事實は何人も承知して居る筈なるに、米國國務卿たるランシングは、四月二十六日の修正案と五月七日の最後通牒とを混交し、曰く「四月二十六日、在北京の日本公使は支那交渉委員と度々會商の後、條約の形にて修正の要求條項を提出し、其の中に於いて第五號の諸條項を全然削除し之れを將來の討議に譲ることとした」(二八三頁)。

是れは驚くべき誤と謂はざるを得ぬ。且つ四月二十六日の我が修正案中には、戰爭終了後膠州灣を支那に還附すべしとの約束を提供し、日本としては大いに支那に對して好意と誠意を示したもなるにも拘はらず、ランシングが全然之れを黙殺し去れるは、不公平の謗なきを得ぬ。此の交渉當時「支那官撰最近日支條約史」(China's Official History of the Recent Sino-Japanese Treaties)なるものに依つて交渉の經過が發表せられ、其の中には何故にか、右の重大なる事項即ち還附の約束の提供を省き、之れがため誤解を生ぜしめたとの事である。スタンフォード大學教授にして東洋通として知らる、トリート曰く、

「此等の交渉に關する多數の米國人の叙述は、『支那官撰最近日支條約史』を基礎としてゐる。故に(同書所載の)該修正案のコピーが此の重要な提供を省いてゐることは注意を要する」。(トリート著「日本と合衆國」二一五頁)。
ランシングも此の「支那官撰最近日支條約史」に誤られた一人であるとは信ぜられぬ。然も日本の態度を批評するに當り、支那に對する日本の大なる讓歩と誠意とを示す此の重大なる提供を全然無視するのは、公平の態度とは言へない。

又ランシングの叙述に依るときは、日本が第五號を削除したる後、支那政府猶ほ承諾せざるに依り、最後通牒となつたこととなつてゐるが、それが大なる間違であることは言ふ迄もない。要するに此の時の最後通牒は普通の場合のものとは大に趣を異にし、新なる讓歩案を含む所の妥協的のものであつた。當時日本政府は英米の態度と元老の反對とに顧み、最後の瞬間に至り、不面目を忍んで此の大讓歩を爲したのである。第五號を以て苦情の中心となしてゐた米國政府は満足した筈と思ふのである。

支那政府は始め最後通牒の聲に愕いて、大に讓歩するの意向に傾いてゐた所、接手せし實際の最後通牒は豫期せざる讓歩を含みわたるにより、大に喜んで、翌日(五月八日)直ちに之れを承諾し

た。是れが實際の事實であるのである。

當時ロンドン・タイムスは最後通牒より三日後の社説に（一九一五年五月十日）、「極東の妥協」
フアリースタイン、コムプロマイズ」と題して、先づ交渉の實質の妥協であることを示し、文中
第五號の撤回に大満足を表し、日本の大臣及び元老政治家の態度に讚辭を呈し、最後に曰く、

「最初の提案に對して廣大なる修正を加ふるに於いての日本政治家の勇氣と思慮とは、最高の賞
讚に値するも、同時に當初の原案作成に於いて、ヨリ多くの注意を拂ひ、交渉の處理に於いてヨ
リ多くのタクトを用ひたらんには、最後通牒の發送と云ふが如き劇烈なる處置に訴ふることなく
して、彼等が獲たゞけの利益を彼等に得せしめたるならんとの感想を禁じ得ない」。

是れは如何にも適切なる批評であつた。兎に角英國側に於いては斯くも我が讓歩に大満足を表し
てゐた。米國側に於いても略ぼ同様であるべき筈である。

(四)

然るに茲に奇異に感ぜらるゝことは、第一「回想録」の記事によれば、ランシングは日本が第五

號を削除してより十日間を経たる後に、即ち日本の最後の讓歩を知り得た後に、警告書を立案し、
之れを北京及び東京に送つたやうになつてゐる。彼れの記事にては第五號の削除は四月二十六日と
なつて居り、而して「日本の最後通牒と同日（五月七日）當時國務省參事官たりし予は、ブライア
ン國務卿に書翰を提出し、米國人の條約上の權利、支那の政治上又は領土上の保全、又は門戶開放
政策を侵害する如何なる協定も、合衆國は之れを承認せざるべしとの正式の通告を日支兩國に送ら
んことを主張した」とある。これが大統領の承認を経て、五月十一日北京及び東京に送られたと云
ふのである。

右の記事の事實の順序には勿論間違ひがあり、ランシングの記憶には確に混亂の跡がある。彼が
意見書をブライアンに提出した時には、日本政府が五月一日の支那の回答に不満を感じ、最後通牒
を送らんとせることを傳へ聞いてゐたに相違なきも、兎に角未だ其の發送の報に接せず、従つて第
五號削除の事をも知つてゐなかつたことは、彼が左の如く記してゐるに徴するも明白である。

「斯かる通告も日本をして「要求に服従すべく支那を強制せんとする其の意圖」（即ち最後通牒を
送る事）を變ぜしめ得ざるならんとは、予の書翰中（國務卿への）に記した通りなるも、然しそ
れは一つの留保を構成し、従つて現在に於いて支那に強制せられた如何なる協定も、將來情勢の

一層好都合となりたる時、適當に討議の題目となり得べし」(二八四頁)。

要するにランシングは東京よりの最後通牒説を聞き、それは無論普通の最後通牒ならんと信じ、其の通牒が最後に新譲歩を含む妥協的のものとならうとは思はず、日本は三月十三日の警告を無視して「此等條項(第五號)を承諾せしむるため支那を強制せんとするものと判断し、米國の其時の立場上、之れを争ふだけの餘裕は無きも、せめて將來「一層好都合となりたる時」のために、論議の餘地を留保し置かんとて、此の第二の警告案を立てたのである。それは五月十三日東京に於いて、米國代理大使ホイラーに依り外相加藤高明に手交されたのであるが、その本文左の如し。

「日支兩國政府間に行はれ且つ方に解決を待ちつゝある交渉の情況、及び其の結果兩國間に協定の成立したる事實に鑑み、合衆國政府は右兩國政府間に於いて既に協定せられ又は協定せらるべき約束にして支那に於ける合衆國及び其の人民の條約上の權利、支那共和國の政治上又は領土上の保全、又は通常門戸開放として知らるゝ國際的對支政策を侵害するが如きものは、合衆國政府に於いて之れを承認するを得ざることを日本帝國政府に通告するの光榮を有す。同文の通牒は之れを支那共和國へも送致せり」。

ランシングが前に記した如き趣意の下に警告文を立案し、將來の爲めに論議の餘地を留保せんとしたことは、毫も不思議とすべきではない。然し實際に於いて最後通牒の内容は一般に想像されしものとは大に異なり、米國の苦情とせし主たる問題は既に一先づ取除かれてゐたのである。五月十一日右通告文發送の時には彼は無論此事を知つてゐたに相違ない。既に其の前日ロンドン・タイムスには、前記社説が掲げられてゐた程である。然るに彼れの記述を讀むに、日本の新態度が彼れの考慮に上つた何等の形跡もない。多少の字句の整理を別とし、大體最後通牒の内容を知らぬ時に立案せられた通告書が、其の儘送附せられてゐるのである。第五號に關する強制を主として懸念しつゝ立案された警告文が、其の取除かれた後に於いて其儘提出せられてゐるのである。彼は日本の膠州灣還附の約束提供を全然無視したと同様に、第五號に關する日本の大譲歩をも何等考慮に入る、の要なしと考へたのであらうか。彼が警告を繰り返すと否とは、無論其の自由であるけれども、當初以來の主なる苦情に關して譲歩を見た以上は、タイムスの如くに日本政治家の態度を賞讃しないまでも、何等か新考察の加へらるべき筈である。之れに就いては、無論國務卿ブライアンの責任もあることなるも、第一に立案者たるランシング其人の態度は、甚だ了解し難しと謂はねばならぬ

以上の論旨を更に徹底せしむるため、三月十三日のブライアン警告文の内容を引き、且つ之れに關聯して米國ケンタッキー大學史學教授クライドの所論を紹介したい。右警告文は主として第五號に反對せしものなることは、既に前に記した通りなるも、更に要點を摘記すれば左の如くである。

「山東、南滿洲、及び東蒙古に關する日本の要求に對しては、合衆國は主義上並に支那との一八四四年、一八五八年、一八六八年、及び一九〇三年の條約の關係上、異議を唱ふる根據を有するも、然し合衆國は日本と此等地域との間に領土的近接が特殊關係を生ずることを率直に承認す。故に本政府は現在に於いて、日本の提案の第一號及び第二號に關し、問題を提起するの意思なし。また第三號及び第五號中の第二項第五項及び第七項に關しては、本政府は合衆國及び在支米國人の現在の權利及び利益に特別の脅威を與ふるものと思はず、他方に於いて、第五號中兵器供給を日本に仰ぐことに制限する第四項、及び福建省の開發に付獨占を企圖する第六項は、其の實行の曉には、他國民商・工業の機會均等の主義に違反すること、なるべし」。……「此等の二項は米國

人の權利と衝突するものである」。……

又支那沿岸の港灣及び島嶼若くは貸與を禁ずる第四號があるが、加藤外相の米國大使に説明した所に依れば、日本自身に支那沿岸に海軍根據地を造る意思あるのではなく、唯だ他國が斯かる根據地を造るに反對することである。更に「第五號中の政治財政及び軍事顧問として有力なる日本人を傭聘することを支那に求むる第一項、及必要の地方に合同警察を設けしめんとする第三項」は、「明かに支那の政治上の獨立及び行政上の保全を毀損するものである」。又第五號第四項も略々同性質のものである。「此等の希望と支那の完全なる主權の維持とを調和せしむることは合衆國に取りて困難である」。……「合衆國は或る外國が支那に對して、政治上軍事上若くは經濟上の支配權を握ることを、冷淡に看過することが出来ぬ」。……「此等の提案を承諾せしむるため支那を強制せんとすることは、支那人側の鬱憤、並に他の利害關係國の反對を惹起し、斯くて日本政府の希望せざる所ならんと信ぜらる、情勢を作り出だすに至らんことを、合衆國は確信するものである」。

要するにブライアン通牒は、第五號七項目中の第一、第三、第四、及び第六の四項目に最も強く反對したのである。其の中第三項即ち警察合同の件は四月二十六日の修正案にて撤回せられ、顧問

に關する第一項及び兵器に關する第四項は、最後通牒の時に取り除かれた(將來の協議に譲るとの留保はあるも)。又福建省に關する第六項は、米國の満足すべき形の覺書交換となつた。今一つ米國が稍や不安の色を示した第四號に就ては、別に切離して支那自身に於いて、山東省内若くは其の沿岸三帶の地又は島嶼を列國に租借又は讓渡せざるべきことを聲明するの形を取ることになつた。

さればクライド教授は一九三〇年九月の「パシフィック・アフエアス」誌上、「門戸開放」と題する論文中に於いて、五月十三日のブライアン通牒が一九二五年に至り發表せられた結果、「一九一五年の日支交渉に關して書かれた大部分の根本的改正を要するに至つた」ことを明かにし、曰く、

「一般に想像せられし所に依れば、米國政府は山東、南滿洲、及び東内蒙古に關する要求を含む第一號及び第二號に全然反對し、公式抗議の形に依る反對が此等に向けられたと云ふのであつた然し實際に於いては、ブライアン通牒は國務省が二十一箇條要求中の十六箇條に對しては、問題を提起するの意思なきことを示したのである。此等十六箇條は山東及び南滿洲に關する要求を含み、之れが爲め日本は其後合衆國に於いて手厳しく批評せられた。残りの五箇條こそ國務省より異議あるものと認められたものであつて、其中二箇條は門戸開放を破るものと稱せられ、他の三箇條は支那の政治上の獨立並に行政上の保全を毀損するものと聲明せられた。米國の異議は悉

く日本の承認する所となり、四箇條は削除せられ一箇條はブライアン氏の言へる原則と相容る、所の覺書交換に改められた。「換言すれば、一九一五年の日支條約には、米國政府が最小の攻撃を加へた何者も絶対に存しなす」(此の句は The Washington Historical Quarterly 一九二六年四月號所載「吾等の亞細亞の隣人」と題するトリート教授の論文より引用)。

一九一五年の日支條約は實に斯の如きものであり、ブライアン通牒との關係上、米國としては何等攻撃の餘地なきものとなつてゐた。五月十三日の新警告は何の爲めになされたのであらうか。研究すればするほど益々惑ふ所なきを得ないのである。

且つ茲に更に注意すべきことは、米國の新警告が支那人に與へた影響である。日本の最後通牒は第五號の諸條項を含む提案を強制せんとするものなりとの想定の下に立案せられた五月十三日の警告は第五號を取り除きて結ばれた日支新條約に向けらるゝこととなり、此の新條約中に「承認するを得ざる」或者を含むかの如き感じを與へるやうになつた。然も實際に於いて、其後米國政府は何れの條項が「承認するを得ざるもの」なるや、何等の意思表示を爲したこともなく、言はゞ空宣言に終つた。それは又當然の成行である。然し支那人は巧みに此の警告書を利用し、之れを以て非難の主題目を除かれた日支條約を攻撃する爲めの一武器となした。現に一九一九年巴里會議に於いて山東

問題を論ずる時、支那は一九一五年の日支條約の無効を主張する材料中に、「合衆國政府の抗議」なるものを挙げ、五月十三日の通告文を引用したのである。またワシントン會議の極東委員會に於いて、一九二二年二月二日、日本全權が所謂二十一箇條問題の清算を爲すため、夫の第五號に關し、將來の協議に譲るとの留保の撤回を聲明した時、支那代表は之れに満足せず、翌三日の會議の席上「日本政府が一九一五年の條約及び覺書に基く他の主張をも放棄せざることを大に遺憾とす」と言ひ其の論述中に、一九一五年の條約が交渉せられた實際の事情は特別のものとして、米國政府も抗議を提出した程なり云々とて、五月十三日の通告全文を引用したのである。即ち此の通告文は支那の抗日態度に不當の奨励を與へた結果となつてゐる。是れは恐らくランシングもブライアンも豫想しなかつた所であらう。

(六)

更に「回想録」には米國の參戰に對する日本の態度に就いて奇怪なる記事がある。米國が長き躊躇の後、一九一七年四月六日對獨宣戰を爲すや、日本國民は大なる喜びと感激とを以て此の報を迎

へ、聯合國側の勝利愈々確實なりとて、國を擧げて之れを祝したのであつた。然るに「回想録」に曰く、

「日本政治家は、合衆國にて組織中の陸軍及び海軍の兵力が、支那に對する日本の計畫を阻止する爲めに用ゐられんことを恐れ、不安を抱いてゐた」(二八五頁)。

何を根據として斯かる不當且つ侮辱的なる放言を爲すかと、憤慨を感じつゝ、其の次を讀むに、曰く、

「四月十八日支那に關心を有する或る友人が、日本大使館の二館員と會談したるに、其の日本人は語りて曰く、日本政府は米國が斯くも大規模の陸海軍を建造するの目的は「太平洋及び極東に於いての日本の主張」を破らんとするに非ざる限り、之れを「理解するを得ず」と。予の友人更に語りて曰く、「日本人は疑ひもなく、米國參戰の爲めに生じた米英二國關係の親密増進を恐怖してゐる。彼等は其の結果の一が支那に於ける協力(英米の)となり、従つて支那及び極東に於ける日本の野心を妨ぐる活動とならんことを怖れるのである」と。また其の日本人中の一人は、若しも合衆國がヒリツピンに武裝せざることに同意するならば、日本政府の懸念は大に除かるを得んと言へり」と(二八五—二八六頁)。

米國が歐洲に送るべく急造中の大陸海軍が日本の野心を破る爲めに用ゐられんことを日本が怖れてゐたとは、實に笑ふに堪えたる妄語と稱すべきものである。二名の大使館員の話なるものも、間接の噂話であり決して正確のものとは思はれない。それは餘りに馬鹿らしく且つ餘りに非常識のものである。然もランシングは唯だ是れだけの薄弱極まる材料を基礎として日本國民の態度を推斷し左の如き誹謗の言を放つてゐる。

「上記の會見談は日本人が合衆國の軍事的活動に對して抱く解釋を示し、且つ彼等が支那又は少くも北支那の實際上の主權者たらんとする其の計畫の成功に就いて彼等の感ずる疑惑と恐愕とを示してゐる。獲物が殆んど彼等の手中にありたる時、大武力を整へつゝある太平洋の彼岸の大國の干渉のため、其の獲物は彼等の把握より脱し去らんとするやに見えた。其の大武力たるや、彼等は極東に於いての使用に供するの考へに出づるものと推定したのである。蓋し合衆國は歐洲に於いて自由とデモクラシーとの爲めに戦はんがため、其の兵を海外に送らんと準備しつゝありと云ふが如き事は、彼等が（信じ難しとして）嘲笑する所であつたのである。日本人の心理は斯くの如き利他的の目的を理解し得なかつた。物質的の報酬なくして斯くも高價の冒險を爲すことは國家の爲さんと欲し若くは當然爲すべき事柄に就いての彼等の觀念とは、全然反對してゐたので

ある」(二八六頁)。

ランシングは日本國民を以て、利己以外何等の道義觀念なき陋劣漢と考へてゐたやうに見ゆる。また彼は日本國民を以て事物判斷の常識なき低能兒と考へてゐたやうに見ゆる。彼が博愛の聖人を以て自任すると否とは、吾々の關する所でないけれども、他の國民に向つて、正當の根據なくして斯かる漫罵を加ふるは、寧ろ自己の人格を傷くるものではあるまいか。斯くの如きは無責任なるジャーナリズムの人と云へども恥づる所である。北米合衆國の國務卿なる地位は、之れが爲めに果して幾何の信用を加へ得るであらうか。

次に支那の參戰に關しての記事中にも奇異に感ぜらるゝ點がある。支那は一九一五年以來參戰の意向があつたけれども、日本は利己的動機よりして、終始之れに反對した如くに書いてある。日本は支那内争の甚だしき事情に顧み、參戰は益々混亂を助長すべきを思ひ、一時反對したこともあるけれども、事情の推移に應じて參戰を勧告してゐるのである。即ち日本は米國と共に支那に對獨外交の斷絶並に參戰を勧告し、支那より或る交換條件の申出ありたるも、それに満足を與ふるやうに盡力し、其の結果支那は愈々參戰することになつたのである。然るに「回想録」には其の場合の事が全然記されてない。誠に奇異の感なきを得ぬのである。大正六年(一九一七年)六月二十六日、

衆議院に於いて本野外相は左の如く述べてゐる。

「米國政府が獨逸に對し其の國交を斷絶するや、之れを各國に通知すると同時に、中立國に對し米國と其の歩調を一にせんことを勸告致しましたが、支那政府は日支兩國間に存在する親密なる關係に鑑み、本問題に對する帝國政府の意見を求めて参りました。……帝國政府は十分に審議を盡した末、支那は米國の勸誘に應じて獨逸との國交を斷絶する方得策なるべしと思考する旨答へました。……而して支那は三月十四日に至りまして、獨逸との國交斷絶の事を公然通告して参りました。……本件に關して支那政府は希望として關稅の引上、義和團事件賠償金支拂延期及び同事件に關する條約中の或る條項の變更に關し、帝國政府の考慮を煩はしたいと申出で、参りました。……」

支那は獨逸との國交斷絶致しましたから残る所は一步を進めて獨逸に宣戰すべきや否やは、勿論支那政府自身で之れを決定しなければならぬ事でありますが、内政上の紛議の爲め今に至るまで之れを決定せないのは、甚だ遺憾の次第であります。……支那の責任ある政治家が速に内部の秩序を回復致しまして對獨戰爭に参加することは、極めて機宜に適したる措置なるべしと信じます」斯くて日本は列國と協議の上、關稅引上其他に關して支那の希望を容れ支那は八月十四日參戰

することになつたのである。當時日本の在野黨中には、政府が支那參戰に熱心な事を非難するものあり、例へば大正七年一月廿二日衆議院に於ける尾崎行雄氏の質問演説中に、左の如き一節がある「日本が主として、——歐米列國にも其の希望はあつたけれども、歐米列國よりより以上の力を以て支那の參戰を勸誘したことは疑ふ可らざる事實である。之れを勸誘したる目的如何」。

日本政府が斯くも熱心に列國と共に支那の參戰に盡力した事は、ランシングの記事中に全然省かれ、従つて支那參戰に關する日本の態度に付、誤解を起さしむるやうになつてゐるのである。

要するに日本に關するランシングの記事に、曲筆又は不公正と認むべきもの、多きは、實に遺憾に堪へない。而して之れと對照して予の想ひ起さるを得ないのは、グレーの日本評である。彼は其の回想録中に、英國外相の地位に在りたる十一年間を回顧して曰く、

「其の時期を通じて、同盟が吾等に課する義務と、日本が其れより要求し得る便宜とは、決して日本に依つて不當に利用せられたことは無かつた。吾等は日本政府竝に其の大使に於いて、名譽ある忠實なる同盟を發見した。……」

大戰中彼等は東亞に於いて支那に對する其の地位を強むる爲に、多少其の機會を利用した。歐洲は戰爭に弱り果て、合衆國の注意と氣力とは之れに奪はれてゐた。日本に取りて其の機會は廣大

に且つ無類のものであつた。領土的捌口の必要を感ずる人口を有する如何なる西歐の國民が、(日本に比して)ヨリ以上の、若くはそれに等しき自制を以て、斯かる機會を利用したであらうか」(グレー著「二十五年」第二卷二〇四—二〇五頁)。

是は誠に公平なる批評である。苟も偏見を離れて觀察する人は、同一の結論に達すべきであらうと思ふ。

石井・ランシング協定の相手方となつて、ランシングを熟知せる右井菊次郎子は、其の著外交餘録中に彼に就いて左の如く語つてゐる。

「ランシング氏は支那最良であつた。夫れは彼が系累の然らしむるので已むを得ざる所であつた。彼は前國務卿にして退官後に支那政府の顧問であつたフォスタア氏の女婿であり、義父を助けて支那辯護の勞を執つた人である。此の人が支那最良たるに不思議はない」(「外交餘録」一四八頁)斯くも支那最良として知られた人である以上は、自然に偏見に誤られるやうになつたのも、敢て怪しむに足らずと言ふべきであらう。彼は個人としては善良の紳士であつたやうであるけれども、日本に關しては所謂先入主となりて、常に一種の色眼鏡を以て見てゐたやうに思はれる。酷評は予の好む所でないけれども、事實を托けて日本國民に惡名を負はしめ、又は侮辱を加ふるが如き言説に至りては、何としてもぶ忍ことが出來ないのである。

(七)

次に「回想録」第二十章中には、一九一七年六月四日米國政府より北京に向ひ、國內の政争に關する警告を打電し、日本が之れを内政干渉として反對した時のことに就いて記してある。本篇に於いては此の議論に立入ることを避ける。但し支那に關しては、經濟的利害關係の國と、日本の如く經濟以上に存立上の死活的利害關係を有する國とは、同一地位に立ち得ざること、日本は東亞の安定に對して最大の責任を有するに依り従つて最大の發言權を有すること、又支那の政治に對する歐米側よりの干渉は、徒らに紛亂を助長し東亞の安定を妨ぐるに過ぎざることの三點は、日本國民の常に信念とする所であることを茲に言明して置きたい。

第二十章の後半は、石井・ランシング協定の名に依つて知らる、一九一七年(大正六年)十一月二日の日米共同宣言に就いての記述である。其中には此の協定成立迄の商議の經過を含み、また之れに關するランシングの意見が述べられてある。此の部分に對しては予は多く語るの必要を感じな

同協定中に、「日本國及び合衆國兩政府は領土相接近する國家の間には特殊の關係を生ずることを承認す。日本の所領に接壤せる地方に於いて殊に然りとす」との一節あるは、人の知る所である。此の協定は其後米國政府の希望に依り、一九二三年四月十四日廢棄されたのであるが、然し日本が支那に於いて特殊利益を有するの事實其者は、米國が之れを認むると否とに依つて動くものではない。それは合衆國のアメリカ接壤諸國に對する特別關係と同様である。「石井子も外交餘録に於いて、日本が支那に有する特殊利益は國際協定に依つて創設せられたものでもなければ、廢止の目的物となり得べきものでもない」と言つてゐる。

尙ほワシントン會議の最終總會（一九二二年二月四日）に於いて、幣原全權も支那に於ける我が特殊利益に付き、左の如く述べたことがある。

「支那に數十萬の我が國人の居住するあり、我が巨額の資本の投ぜられたるあり、また吾々自身の國家的存立の我が隣國の其れと大に相依存するあり、吾々は自然に其國に於いて、遠距離の如何なる國にも優さる所の利害關係を有するものである。

日本は支那に於いて特殊利益を有すと云ふは、單に明白に且つ現實なる事實を語るに過ぎない。

支那に向つても、また他の如何なる外國に向つても、有害なる何等の要求又は主張を告げるのではない。

此の「特殊利益」なる言葉に關し、「回想録」に掲ぐるランシング及び支那公使顧維鈞間の會話中に、茲に附加して紹介して置きたい一節がある。一九一七年十一月十二日即ち石井・ランシング協定成立の十日後顧維鈞はランシングに面會して、支那は此の協定に拘束せられず云々との抗議的の覺書を提出し、更に種々の談話を交へた。其時のランシングの會見覺書中に曰く、

「公使は特殊利益は例へば北の露西亞、南の佛蘭西、西の大ブリテン等の如く、他の隣國にも適用するや否やを知らんことを求めた。

予は之れに答へて、此の定理は全世界に通ずること、吾々は此の大陸（アメリカ）に於ける吾々の關係に於いて之れを認めたこと、並に支那は同様の力を以て之れを其の隣國に適用し得ることを告げた。

又予は彼に向つて、支那政府が覺書を送つたのは、恐らく用心として賢明なる處置を取つたものであること、然し如何なる留保も故障申出も、接壤の自然の結果を變更し得ないことを告げた」

（三〇五頁）。

然り、接攘の結果は、如何なる留保も、故障申出も、乃至協定廢棄も、之れを變更し得るものではない。右の最後の一句は、自明の定理に對する自明の説明に過ぎないけれども、ランシング其人の口より之れを聞くは、多少の興味なしとしないのである。

(附記) 本篇に關し、筆者の執筆が或方面の依頼に依るか如くに傳へたものがあるけれども、絶対に事實無根である。筆者の責任を明かにする爲めに特に之れを言明して置く。



發行者附言——昭和十一年九月二十三日の有力なる一新聞紙上に次の如き一文が載せられた。但しその内容は博士の本文附記の如く事實無根の由である。予はその報導文をも本書の末尾に轉載し、併せて本論文の發行を快諾せられた博士の好意を感謝するものである。

「大」の謗誹
「録想回戰」

日米論戰を擔つて
八十翁の林博士

ランシングの遺稿に巨弾
「日本・默殺を許さず」

世界大戰當時のアメリカの國務長官としてウエルソン大統領の智慧袋となつて活躍した「石井・ランシング協約」の立役者、故ロバート・ランシング氏の秘中の遺稿は今春「ロバート・ランシングの戰時回想録」(ウオア・メモアス・オヴ・ロバート・ランシング)の名著としてニューヨークのポツプス・メリル書肆から公刊、その内容は有名なドイツ外相チムメルマンの電報漏洩事件をはじめ當時國際政局の最大危機をめぐる列國の外交機密を大膽に暴露せるため世界的に異常なセンセーションを惹起したが奇怪にも日本に關しては徹頭徹尾、惡意を以て日本の大戰參戰を侵略的意思によるものと斷じ重大なる侮辱を與へてゐるのみならず日支二十一ヶ條問題に關して日米兩國間に交換された祕密外交文書を日本政府の諒解なしで公表してゐるためわが外務當局では國際的信義に背くもの

として極めて不満の意向を表明、遂にわが外交問題の權威、前慶應義塾々長、帝國學士院會員林毅陸博士を煩はして長文の反駁論文を來る十月中旬發表し日米外交を毒する偏見と邪論を斷乎排撃一掃する事になつた。

反駁文已に脱稿

問題の「ロバート・ランシングの戦時回想録」は一九一五年六月二十三日ランシング氏が國務長官に就任してから一九二〇年二月十三日辭任するまで即ち世界大戰をめぐる最も重大時局に於けるアメリカの對外國策の秘録編纂を目論んだものであるが、一九二八年十一月同氏の逝去後管底から發見された今回公刊の實際の原稿は一九一七年アメリカの參戰直後で中絶してゐる、同氏は極端な支那最負であつた、め日本に對しては偏見強く同書第廿章「極東と大戰—石井・ランシング協約」の全章は日本誹謗の虚構の事實で埋められこれらの惡質の虚構及び誹謗は日本國民全體に對する重大侮辱として外務當局では從來の默殺主義を破り、特に林博士に囑して反駁の強硬態度に出でたものである、同博士は今夏、幣原元外相を通じて右の意向を傳達されるや日本外交界のため七十九歳（實際は六十五歳の由）の老軀もいとす欣然快諾、直に外務當局の援助によつて日、米、支の當時

の外交資料を涉獵し學究としての自由公正な立場からランシング氏の獨斷謬見を堂々と論破、日獨開戦が日英同盟に基く世界平和を旨とした大乗的精神によるものである事實を正確な資料を以て論證する原稿紙約八十枚の大論文で「ランシング回想録と其の誣謗」と題して來月中旬「外交時報」誌上に發表する事に決定、外務當局ではこれを英譯して日本の正しい立場を中外に認識させる事になつた、二十二日午後林毅陸博士は交詢社の理事長室で語る

あの本は實に怪しからん、全體の内容から言へば主として第二十章だけだが、全然根據なき獨斷を以て日本に侵略者の惡名を負はす事は國民的侮辱です、外務省の怒るのも當然だが役人が表立つては問題が面倒になるので幸ひ私が學者の立場から反駁を試みた譯です、問題の獨支間の膠州灣返還協議は當時の駐支アメリカ公使ラインシュを始め支那側の外交記録を調査しても事實無根です、日本が何故開戦を急いだかと言へば當時大隈内閣（外相は加藤高明伯）は少數黨のため議會對策上舉國一致の必要があつた事は事實ですがこれは内政上の事情であつて勿論日英同盟の發動による大義名分に變りはありません、此の夏三ヶ月を費して數日前、漸く脱稿しました。

325
526

昭和十一年十一月八日 印刷
昭和十一年十一月十五日 發行

戰時回想錄に對する巨彈

定價 金拾錢

版權
所有

著

者

林

毅

陸

發

行

者

森

溪

川

印

刷

所

秀

文

社

印

刷

所

發行所

東京市淀橋區百人町三丁目三八七番
振替口座東京九九〇二七

生命之光社

町人百區橋淀市京東
地番七八三目丁三
七二〇九九京東替振

録目書行發社光の命生

拾錢パンフレット (送料各二錢)

|| 二錢切手代用送金御便利 ||

- 一 宗教の常識 (迷信正信の區別)
- 二 現代宗教の正しき理解
- 三 新興諸宗教の正しい見方
- 四 ひとのみちは果して崩壊するか
- 五 ひとのみち教團の檢擧とその後の動靜
- 六 ひとのみち教團内部の醜狀
- 七 疑雲に閉された「ひとのみち」教團
- 八 「ひとのみち」は果して信するに足るか
- 九 「ひとのみち」に對する諸大家の批評
- 一〇 「ひとのみち」教團の徹底的批判
- 一一 「ひとのみち」教團の正體を暴く
- 一二 「生長の家」は果してインチキか
- 一三 生長の家の正體 クリスチアン・サイエンス
- 一四 天理教の正體を暴く
- 一五 天理教の批判
- 一六 佛立講を批判す
- 一七 十字路に立つ日蓮

- 一八 大本教は何故邪教か
- 一九 宗教は果して病氣を治し得るか
- 二〇 信仰の治病効果
- 二一 シンブソンの氏癒しの體験
- 二二 世界の謎 ユダヤ人の暗躍
- 二三 ロシアに躍るユダヤ人の黒幕
- 二四 現代の要する人々
- 二五 基督教的聖典の概論
- 二六 逆境の恩寵と病床の感謝
- 二七 ムーデーが神に用ひられた理由
- 二八 ウェスレイ述聖書の救済的方法
- 二九 邪教に迷はぬための救
- 三十 座古著「苦惱の底よりの救
- シンブソン神癒の福音 七拾五錢
- 信仰と人 貳拾錢
- ひとのみちは果して宗教か 二拾錢
- ひとのみちの徹底的批判 二五〇錢
- 最新刊 「ひとのみち」は果して崩壊するか 四六錢
- 迷信邪教のからくり 五拾〇錢
- 迷 金八拾錢

終